

公 告

コンペティション方式により、鳥取県立総合療育センターの自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年2月9日

鳥取県立総合療育センター院長 小枝 達也

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県立総合療育センター自動販売機設置事業者公募

(2) 概要

施設の一部の使用許可を受けて自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う。

(3) 設置場所及び設置台数

鳥取県米子市上福原七丁目13番3号 鳥取県立総合療育センター

1階 交流コーナー 1台

(4) 行政財産使用許可期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

許可期間満了後は、契約の更新及び許可期間の延長は行わない。

2 参加資格

この公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 令和8年2月9日（月）から同年2月24日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

3 提案書の提出

この公募に参加しようとする者は、「鳥取県立総合療育センター自動販売機設置事業者募集要項」により、提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

(1) 「鳥取県立総合療育センター自動販売機設置事業者募集要項」の交付方法

令和8年2月9日（月）以降、インターネットのホームページ（鳥取県立総合療育センター）から入手するものとする。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>

(2) 提案書の提出先及び問合せ先

〒683-0004 鳥取県米子市上福原七丁目13番3号

鳥取県立総合療育センター 事務部

電話 0859-38-2155 ファクシミリ 0859-38-2156

電子メールアドレス sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(3) 提案書の提出期間及び時間

持参の場合は、令和8年2月9日（月）から同年2月24日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、受け付けるものとする。

また、送付による場合は、令和8年2月24日（火）午後5時15分までに必着とする。

（4）提案書の提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）

（5）質問の受付

ア 質問がある場合は、令和8年2月17日（火）午後5時15分までに（2）～電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにて提出すること。

イ 質問への回答については、令和8年2月20日（金）までにインターネットのホームページ（鳥取県立総合療育センター <https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>）によりまとめて閲覧に供する。

4 評価及び選定

（1）鳥取県立総合療育センター（以下「センター」という。）は、予め設置する審査会において、公募に参加する者から提出のあった提案書の評価を行う。

（2）審査会の審査委員は、センターの職員で組織する「療育サービス向上検討委員会」の委員とする。

（3）提案書の評価は、それぞれの審査委員が下記の基準で採点した内容点（40点満点）の平均点（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と価格点（10点満点）を合計（50点満点）する方法により得点を算出して行う。

ただし必須項目を満たしていない提案者については採点を行わず、失格とする。

（4）（1）により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

また、選定結果については、インターネットホームページ（鳥取県立総合療育センター <https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>）により公表する。

（5）上記に関わらず、応募者が1者であり書類に不備がなく、内容点の必須項目を満たしている場合には、審査会を開催せず当該応募者を最優秀提案者とする。

（内容点）

審査項目	審査の視点	配点
自動販売機の機能	ユニバーサルデザイン対応（硬貨等投入口、商品選択ボタン、商品取出口、釣銭返却口、点字等の対応）	必須
	災害時飲料提供機能、省エネ性能、ピークカット機能、AED搭載等の付加機能等	10点
販売品の種類・品ぞろえ	ストロー付き紙パック飲料が含まれること（他の商品の形状として、ペットボトルは可、缶・瓶は不可とする）	必須
	様々なニーズに応える種類・品ぞろえ (お茶、乳飲料、乳酸飲料、スポーツ飲料があると望ましい)	10点
業務対応体制	販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応	10点
社会貢献 (県内での取組に限る)	県事業への協力、県内産商品の販売 (例) 災害飲料供給に関する協定の締結等、とつとり共生の森育成支援事業への参画等	5点
	その他の社会貢献 (例) ボランティア、寄附金・支援付き自動販売機等	5点
計		40点

（価格点）

審査項目	審査の視点・採点基準	配点
県に支払う取扱手数料率	使用許可に伴う県の収入 ※提案書に記載された取扱手数料率のうち最も高率のなもの（A）を10点とし、その他の提案（B）は百分比（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により配点を行う。 配点 = 10点 × B / A	10点
合 計		50点

5 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、行政財産使用許可申請を繳して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。なお協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

6 契約保証金 免除

7 暴力団排除

被許可者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、許可及び契約を解除することができるものとする。

また、被許可者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（被許可者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、被許可者が個人事業者にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

8 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

この公募への参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) 提案書及び添付書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

(5) その他

詳細は、鳥取県立総合療育センター自動販売機設置事業者募集要項による。